

日本総合健診医学会 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度の健診については、制度発足当時より特定健診の項目に準じて実施しており、質問票についても特定健診に準じて「標準的な質問票」を活用してきたところです。

しかしながら、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において、平成 28・29 年度に後期高齢者医療制度事業費補助金を活用して実施した低栄養防止・重症化予防のモデル事業の検証を進める中で、「標準的な質問票」はメタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイルなどの高齢者の特性を把握するものとしては十分なものとはいえないことが課題とされ、平成 30 年 4 月に公表された「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」において、引き続き検討すべき事項として、より適切な質問票の策定が求められてきました。

これを踏まえ、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において検討を重ね、フレイルなどの高齢者の特性を把握するための新たな質問票として別添に示す「後期高齢者の質問票」を策定し、平成 31 年 3 月 28 日の「保険者による健診・保健指導に関する検討会」にご報告したところです。

また、改正健康保険法（令和元年法律第 9 号）に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が令和 2 年度から施行が予定されているところであり、高齢者の多面的な課題に対応した保健事業の充実が目指されております。こうした中で「後期高齢者の質問票」は、特定健診の「標準的な質問票」に代わるものとして国保データベース（KDB）システム等にデータ収載し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握して、受診勧奨や保健指導等の対象者の抽出を簡便に行うことが可能となるなどの効果も期待されるものであり、令和 2 年度以降の健診等においてご活用いただけるようご協力を賜りたいと存じます。

「後期高齢者の質問票」への変更に伴う電子的な標準様式等の仕様については、別途通知させていただきますので、併せてご参照をお願いします。

なお、国民健康保険団体連合会が管理する特定健診等データ管理システム及び KDB システムについては、令和元年度中に改修を完了できるよう準備を進めております。

各都道府県及び各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局に対しては、別紙（写）のとおり発出していますので、申し添えます。

つきましては、貴会会員の皆様への御周知方、特段の御配慮を頂きますようお願い申し上げます。

都道府県後期高齢者医療主管部（局） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度の健診については、制度発足当時より特定健診の項目に準じて実施しており、質問票についても特定健診に準じて「標準的な質問票」を活用してきたところである。

しかしながら、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において、平成 28・29 年度に後期高齢者医療制度事業費補助金を活用して実施した低栄養防止・重症化予防のモデル事業の検証を進める中で、「標準的な質問票」はメタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイルなど的高齢者の特性を把握するものとしては十分なものとはいえないことが課題とされ、平成 30 年 4 月に公表された「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」において、引き続き検討すべき事項としてより適切な質問票の策定が求められてきた。

これを踏まえ、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において検討を重ね、フレイルなど的高齢者の特性を把握するための新たな質問票として別添に示す「後期高齢者の質問票」を策定したところであり、既に当該質問票の策定の経緯については、令和元年 7 月 5 日付け事務連絡で周知したところであるが、改めて正式に通知する。

また、改正健康保険法（令和元年法律第 9 号）に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が令和 2 年度から施行が予定されているところであり、高齢者の多面的な課題に対応した保健事業の充実が目指されている。こうした中で「後期高齢者の質問票」は、特定健診の「標準的な質問票」に代わるものとして国保データベース（KDB）システム等にデータ収載し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握して、受診勧奨や保健指導等の対象者の抽出を簡便に行うことが可能となるなどの効果も期待されるものであり、令和 2 年度以降の健診等においてご活用いただきたい。

「後期高齢者の質問票」への変更に伴う電子的な標準様式等の仕様については、別途通知させていただくので、併せてご参照されたい。

なお、国民健康保険団体連合会が管理する特定健診等データ管理システム及び KDB システムについては、令和元年度中に改修を完了できるよう準備を進めているところである。